

印刷仕様書

1 件名

「知ってなっとく独占禁止法」等のパンフレットの編集及び印刷並びに「知るほどなるほど下請法」用改訂シールの印刷

2 「知ってなっとく独占禁止法」等のパンフレットの編集及び印刷

(1) 納入期限及び納入場所

ア 納入期限 令和4年3月25日(金)

イ 納入場所 計9か所(詳細は別紙1参照)

(2) 仕様

ア 名称 ①知ってなっとく独占禁止法
②知るほどなるほど下請法
③わたしたちの暮らしと市場経済(独占禁止法教室用)
④わたしたちの暮らしと市場経済(消費者セミナー用)

イ 頁数 ①A4判24頁
②A4判20頁
③A4判26頁
④A4判26頁

ウ 部数 ①4,500部
②印刷無し(データのみ修正)
③3,500部
④400部

エ 色数 ①②③④4C/4C

オ 校正回数 ①②③④校正2回(本機校正1回含む)

カ 使用用紙 ①再生マットコート紙 菊判76.5kg
③④表紙,裏表紙 再生マットコート紙 菊判93.5kg
本文 再生マットコート紙 菊判62.5kg

キ 製本方法 ①中綴じ製本
③④無線綴じくるみ製本

ク 入稿形態 ①②データ(PDF形式)
③④データ(Adobe Illustrator及びPDF形式)

ケ 編集頁数 ①5頁
②1頁
③④編集なし

コ 編集内容 別紙2及び別紙3のとおり。
ただし,別紙3については,編集内容が確定していない箇所があるた

め、発注後に確定した編集内容を提供する。また、作業中に新たに修正事項が発生した場合は、両者協議を行うこととする。

- サ その他 印刷物のほか、編集後の印刷用データ（編集可能）も納入すること。
なお、印刷用データについては、ホームページ掲載用として、解像度を落とした小容量版も併せて納品すること。

3 「知るほどなるほど下請法」用改訂シールの印刷

(1) 納入期限及び納入場所

- ア 納入期限 令和4年3月25日（金）
イ 納入場所 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階
公正取引委員会事務総局官房総務課広報・消費者教育係

(2) 仕様

- ア サイズ ①改訂シール（中小企業庁相談窓口・「中部経済産業局」〔裏表紙〕部分）

縦14mm、横85mmの大きさを作成したシールを、縦192mm、横200mmのシート上に、シート1枚につき20枚のシールが入るように印刷する。シートの上下左右に5mmの余白を作成する。また、100シートを1包にすること。

- ②改訂シール（中小企業庁相談窓口・「四国経済産業局」〔裏表紙〕部分）

縦14mm、横85mmの大きさを作成したシールを、縦192mm、横200mmのシート上に、シート1枚につき20枚のシールが入るように印刷する。シートの上下左右に5mmの余白を作成する。また、100シートを1包にすること。

- ③改訂シール（「（2022年4月）」（裏表紙）部分）

縦10mm、横20mmの大きさを作成したシールを、縦60mm、横50mmのシート上に、シート1枚につき10枚のシールが入るように印刷する。シートの上下左右に5mmの余白を作成する。また、10シートごとに1包にすること。

- イ 印刷内容 別紙4のとおり（印刷内容が確定していない箇所があるため、発注後に確定した印刷内容を提供する。）

- ウ 印刷枚数 ①300シート
②300シート
③600シート

- エ 使用色 ①②③改訂シール カラー（2色）（背景色に合わせる）

- オ 用紙 マットコート紙 四六判 70kg

- カ 校正 1回

4 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和4年1月7日（金）正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出書類

(ア) 見積書（消費税込みの総額を明示，社印及び代表者印の省略可）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

エ 提出方法

持参，郵送，FAX又は電子メール

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額）は，契約の相手方に決定した者へのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 暴力団排除に関する誓約

見積書の提出をもって，別記の「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとす
る。

5 その他

(1) 業者決定後，データをCD-Rで提供する。本業務終了後，速やかに官房総務課広報係に返却すること。

(2) グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適合した用紙を使用すること。ただし，グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には，担当官の了解を得た場合に限り，代替品の使用を認める。

(3) 本仕様書の受領後，必要があれば速やかに当委員会会計室まで来訪し，サンプルを確認すること。

(4) 発送が終了した後，発送の事実が確認できる書類を官房総務課広報係に提出すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項については，協議の上で決定する。

6 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

TEL : 03-3581-5474

FAX : 03-3581-2951

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局官房総務課広報・消費者教育係

TEL : 03-3581-3649

FAX : 03-3581-1963

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

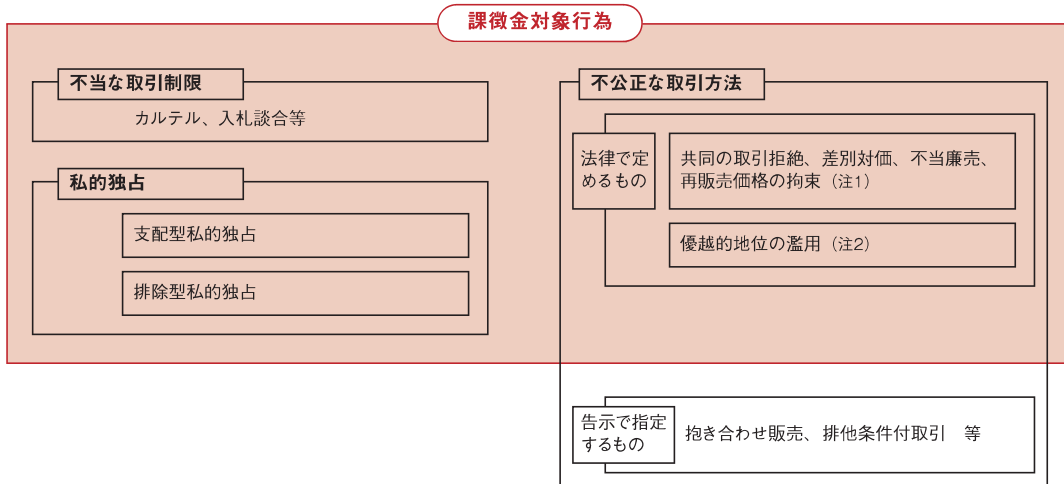
- 1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。

納入場所一覧

No.	納入先	所在地	部数		
			①	③	④
1	公正取引委員会事務総局 官房総務課 広報・消費者教育係	東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟 14 階 電話 03-3581-5471	850	2,700	300
2	公正取引委員会事務総局 北海道事務所 総務課	札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 5 階 電話 011-231-6300	200	100	0
3	公正取引委員会事務総局 東北事務所 総務課	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 8 階 電話 022-225-7095	200	0	0
4	公正取引委員会事務総局 中部事務所 総務課	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 8 階 電話 052-961-9421	850	300	0
5	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 10 階 電話 06-6941-2173	800	0	0
6	公正取引委員会事務総局 中国支所 総務課	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 10 階 電話 082-228-1501	200	100	0
7	公正取引委員会事務総局 四国支所 総務課	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8 階 電話 087-811-1750	200	0	0
8	公正取引委員会事務総局 九州事務所 総務課	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 2 階 電話 092-431-5881	700	0	0
9	内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 6 階 電話 098-866-0049	500	300	100
合 計			4,500	3,500	400

課徴金の対象となる行為類型について

カルテル・入札談合等の不当な取引制限、私的独占（支配型及び排除型）及び一定の不正な取引方法（共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用）が課徴金の対象となります。



(注1) 同一の違反行為を繰り返した場合（公正取引委員会による調査開始日からさかのぼり10年以内に当該違反事業者又はその完全子会社が同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合）に課徴金の対象となります。
 (注2) 継続して行われた場合に課徴金の対象となります。

課徴金算定率について

課徴金額は、違反行為に係る期間中（始期は調査開始日から最長10年前まで遡及）の対象商品又は役務の売上額又は購入額に事業者の規模に応じた算定率を掛けて計算します。

また、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合は、対象商品又は役務の売上額又は購入額に密接関連業務の対価の額を加えて算定率が掛けられるとともに、財産上の利益（談合金等）に相当する額と合算されます。

$$\text{課徴金額} = \left(\begin{array}{c} \text{違反行為に係る期間中の} \\ \text{対象商品又は役務の} \\ \text{売上額又は購入額 (注1)} + \text{密接関連業務の} \\ \text{対価の額 (注2)} \end{array} \right) \times \text{課徴金算定率} + \begin{array}{c} \text{違反行為に係る期間中の} \\ \text{財産上の利益 (談合金等)} \\ \text{に相当する額 (注3)} \end{array}$$

(注1) 不当な取引制限、支配型私的独占及び排除型私的独占については、違反事業者のものに加え、違反事業者からの指示や情報に基づき対象商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）に係るものも対象となります。
 (注2) 密接関連業務は、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となるものです。不当な取引制限については違反行為に係る商品又は役務の供給を行わないことを条件として行う一定の業務を、支配型私的独占については違反行為に係る商品又は役務を受ける者に対する当該供給を受けるために必要な一定の業務をいい、違反事業者及び完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）が行ったものが対象となります。
 (注3) 財産上の利益（談合金等）に相当する額は、不当な取引制限及び支配型私的独占の場合に対象となるものです。対象商品又は役務を供給しない又は購入しないことに関して得た金銭等をいい、違反事業者及びその完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）が得たものが対象となります。

● 課徴金算定率

()内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合

不当な取引制限	支配型私的独占	排除型私的独占	共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束	優越的地位の濫用
10%(4%)	10%	6%	3%	1%

また、カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、以下のような加算要素が規定されています。

- ①違反行為を繰り返した場合（注4）、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合にはそれぞれ基準の算定率を50%加算して計算した額が課徴金額となります。上記の算定式の $(① \times ② + ③) \times 1.5$ が課徴金額となります。
- ②違反行為を繰り返す、かつ違反行為において主導的な役割を果たした場合には、基準の算定率を2倍にして計算した額が課徴金額となります。上記の算定式の $(① \times ② + ③) \times 2$ が課徴金額となります。

(注4) 10年以内に違反事業者自身が繰り返した場合だけでなく、1回目の違反行為をした事業者を完全子会社とする事業者による違反、1回目の違反行為をした法人と合併した法人、1回目の違反行為をした法人から対象事業を譲り受けたり分割により承継したりした法人による違反も対象となります。また、私的独占に対しても適用されます。

課徴金減免制度について

事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について(※1)、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度です。具体的には、減免申請の順位に応じた減免率に、事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率(※2)を加えた減免率が適用されます。事業者自らがその違反内容を報告し、更に資料を提出することにより、カルテル・入札談合の発見を容易化し、事件の真相解明を効果的かつ効果的に行うことにより、競争秩序を早期に回復することを目的としています。

※1 課徴金減免制度の対象は、カルテル・入札談合(購入カルテルを含む。)に限られます。

※2 このような減算率を適用する制度を調査協力減算制度といいます。

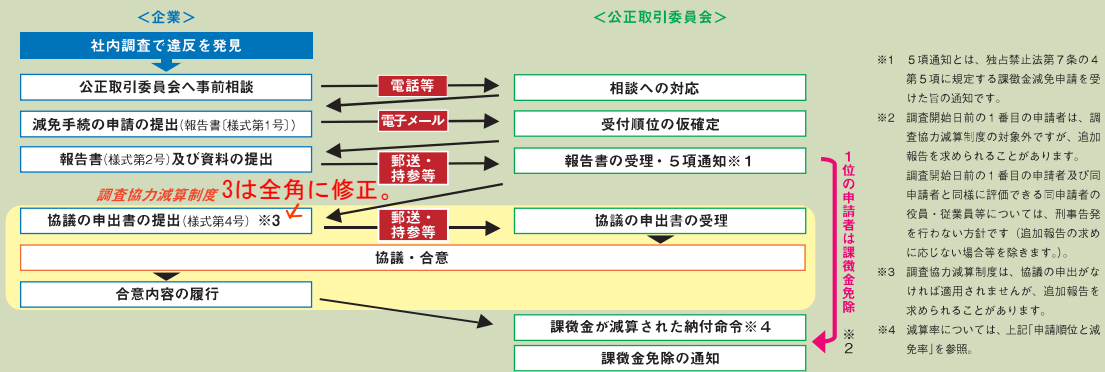
●申請順位と減免率

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	20%	
	3~5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社(注)	10%	+最大20%
	上記以下	5%	

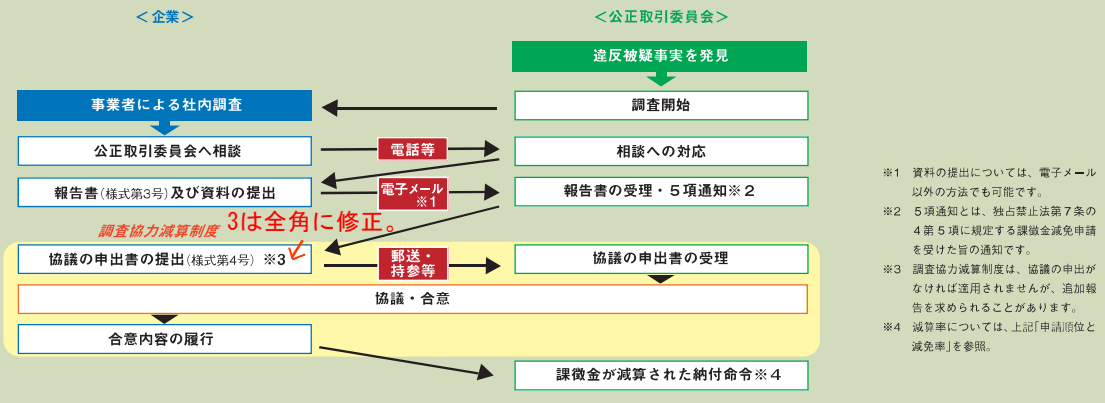
(注) 公正取引委員会の調査開始日以後に課徴金減免申請を行った者のうち、減免率10%が適用されるのは、調査開始日前の減免申請者の数と合わせて5社以内である場合に限る。

課徴金減免手続の流れ

公正取引委員会の調査開始日前の場合



公正取引委員会の調査開始日以後の場合



課徴金減免制度をより機能させるための判別手続について

公正取引委員会の行政調査手続において提出を命じられた、課徴金減免制度の対象となる被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件で、一定の条件を満たすことが確認されたものは、公正取引委員会の審査官がその内容にアクセスすることなく速やかに事業者へ還付します。

お問い合わせ先は以下のとおりです。

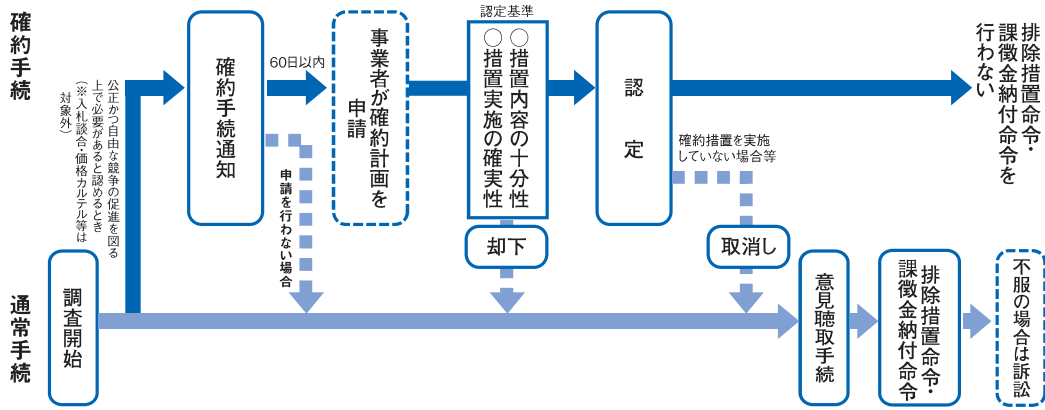
- 課徴金減免申請の方法について：審査局 管理企画課 課徴金減免管理官 (電話)03(3581)2100(直通)
- 調査協力減算制度について：審査局 管理企画課 企画室 (電話)03(3581)3386(直通)
- 判別手続について：官房総務課 判別係 (電話)03(3581)5484(直通)

※公正取引委員会のホームページでも、課徴金減免申請の方法や調査協力減算制度、判別手続に関する情報を掲載しています。

確約手続

独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決するための手続で、競争上の問題を早期に是正し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものです。

確約手続の流れ



法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保する観点から、「確約手続に関する対応方針」を策定・公表しています。

・申請書の様式は、公正取引委員会のホームページに掲載されています。

罰則

独占禁止法の違反行為を行った場合、犯罪行為として懲役や罰金などの刑事罰を受ける場合があります。例えば、事業者がカルテルを行った場合、それを決定した責任者個人も刑罰を受けますし、事業者や事業者団体にも罰金が科されます。

罰則の種類	個人	法人
私的独占、不当な取引制限、事業者団体の禁止行為違反	5年以下の懲役・500万円以下の罰金	5億円以下の罰金
国際的協定等、事業者団体の禁止行為違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
確定排除措置命令違反	2年以下の懲役・300万円以下の罰金	3億円以下の罰金*
銀行又は保険会社の議決権保有の制限違反等の罪	1年以下の懲役・200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
届出等に関する規定違反	200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
立入検査妨害等	1年以下の懲役・300万円以下の罰金	2億円以下の罰金

*私的独占、不当な取引制限又は事業者団体の禁止行為に該当する行為を差し止める命令に違反した場合は300万円。

課徴金と罰金の調整について

課徴金と罰金が併せて科される場合には、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除されます。

差止請求

不公正な取引方法に該当する違法行為によって、著しい損害を受けたり、又は受けるおそれのある消費者や事業者などは、裁判所に訴えてその行為の差止めを請求できます。

損害賠償

独占禁止法違反行為によって被害を受けた消費者や事業者などは、その違反行為を行った者に対して損害賠償を請求できます。特に独占禁止法に基づき損害賠償が請求された場合には、損害賠償を請求された事業者や事業者団体は、故意・過失がないことを理由として責任を免れることはできません。

違反を未然に防止するため、 各種ガイドラインを作成しています。

時代の流れや消費の傾向、そして規制緩和の推進などに伴って、市場の規模や環境は常に変化しています。公正取引委員会は、こうした状況の下で独占禁止法等の違反行為を未然に防止するため、どのような行為が違反となるか、ならないかについて、これまでの運用を踏まえた考え方に基づくガイドライン等を取りまとめ、作成・公表しています。

これまでに公表してきた主なガイドライン

行政指導関係

- 行政指導に関する独占禁止法上の考え方（平成6年6月（平成22年1月改定））

私的独占関係

- 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（平成21年10月（令和2年12月改定））

流通・取引慣行関係

- 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月（平成29年6月改定））

事業者団体関係

- 公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成6年7月（令和2年12月改定））
- 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成7年10月（令和2年12月改定））
- リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針（平成13年6月（平成22年1月改定））
- 資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方（平成13年10月（平成22年1月改定））

企業結合関係

- 事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方（平成14年11月（平成22年1月改定））
- 独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方（平成14年11月（~~令和元年10月改定~~））
- 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（平成16年5月（令和元年12月改定））

令和3年11月改定

不正な取引方法等関係

- フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（平成14年4月（~~平成28年6月改定~~））令和3年4月改定
- 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月（平成29年6月改定））
- 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針（平成5年4月（平成29年6月改定））
- 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月（平成29年6月改定））
- 適正な電力取引についての指針（平成11年12月（~~令和2年10月改定~~））令和3年11月改定
- 適正なガス取引についての指針（平成12年3月（~~平成31年1月改定~~））令和3年4月改定
- 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（平成13年11月（令和2年12月改定））
- 金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不正な取引方法について（平成16年12月（平成23年6月改定））
- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」の運用基準（平成17年6月（平成23年6月改定））
- 標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方（平成17年6月（平成19年9月改定））
- 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月（平成30年12月改定））
- 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（平成19年9月（平成28年1月改定））
- 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（平成22年11月（平成29年6月改定））
- デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（令和元年12月）
- スタートアップとの事業連携に関する指針（令和3年3月）

下請法関係

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年12月（平成28年12月改定））

人材分野

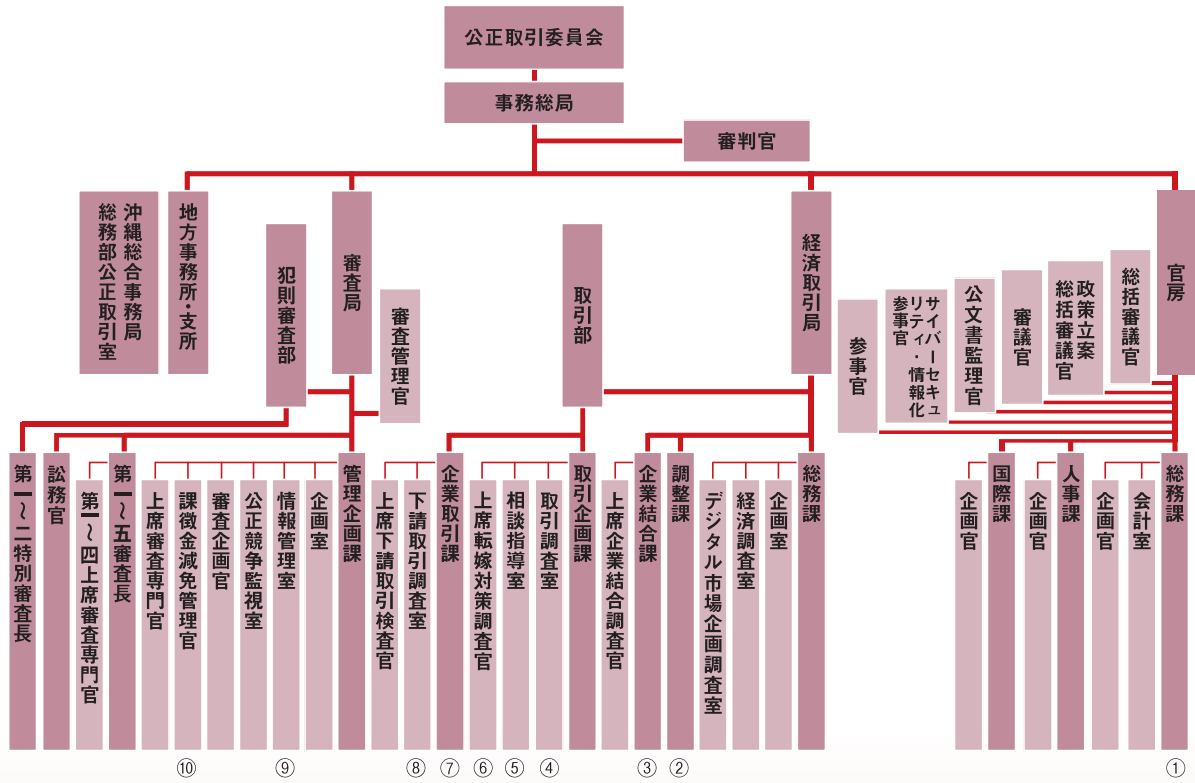
- スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方（令和元年6月）
- フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月）

その他

- 公的再生支援に関する競争政策上の考え方（平成28年3月）

詳しくは、インターネットによる法令・ガイドラインの情報提供を御利用ください。
<https://www.jftc.go.jp/hourei.html>

公正取引委員会の組織図



届出・申請・申告・相談窓口一覧

① 独占禁止法についての一般的な相談	官房総務課
② 国の行政機関・地方公共団体からの独占禁止法・競争政策上の相談	調整課
③ 株式取得・合併・分割・事業の譲受け等の届出	企業結合課
④ 中小企業等協同組合の届出	取引調査室
⑤ 事業者・事業者団体が今後、自ら行おうとする商品・役務の取引、知的財産の利用、共同事業等に係る活動についての相談	相談指導室
⑥ 消費税転嫁・表示カルテルの届出・相談 消費税の転嫁拒否等の行為についての申告・相談	消費税転嫁対策調査室
⑦ 下請法・優越的地位の濫用規制についての相談	企業取引課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請取引調査室
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	情報管理室
⑩ 課徴金の減免に係る 報告・相談 相談・申請	課徴金減免管理官

ご相談やご質問は、全国の相談窓口にお問い合わせください。

**公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部企業取引課**

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL.03(3581)3375(直) FAX.03(3581)1800
<https://www.jftc.go.jp/>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL.011(231)6300(代) FAX.011(261)1719

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022(225)8420(直) FAX.022(261)3548

中部事務所 下請課

〒460-000 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052(961)9424(直) FAX.052(971)5003

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06(6941)2176(直) FAX.06(6943)7214

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082(228)1501(代) FAX.082(223)3123

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL.087(811)1758(直) FAX.087(811)1761

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092(431)6032(直) FAX.092(474)5465

沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098(866)0049(直) FAX.098(860)1110

中小企業庁 事業環境部取引課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL.03(3501)1732(直) FAX.03(3501)1504
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
TEL.011(700)2251(直) FAX.011(728)4364

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
TEL.022(221)4922(直) FAX.022(215)9463

関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL.048(600)0325(直) FAX.048(601)1500

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒450-0003 名古屋市東区津島南1-1-22
TEL.052(589)0170(直) FAX.052(589)0173

近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL.06(6966)6037(直) FAX.06(6966)6079

中国経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL.082(224)5745(直) FAX.082(205)5339

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館
TEL.087(811)8564(直) FAX.087(811)8558

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL.092(482)5450(直) FAX.092(482)5551

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098(866)1755(直) FAX.098(860)3710



公正取引委員会
<https://www.jftc.go.jp/>

(2022年4月)

~~(2021年4月)~~

ご相談やご質問は、全国の相談窓口にお問い合わせください。

訂正シール①
内容修正後の青枠部分を
シール化したもの

公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL.03(3581)3375(直) FAX.03(3581)1800
<https://www.jftc.go.jp/>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL.011(231)6300(代) FAX.011(261)1719

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL.022(225)8420(直) FAX.022(261)3548

中部事務所 下請課

〒460-000 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL.052(961)9424(直) FAX.052(971)5003

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL.06(6941)2176(直) FAX.06(6943)7214

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL.082(228)1501(代) FAX.082(223)3123

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL.087(811)1758(直) FAX.087(811)1761

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL.092(431)6032(直) FAX.092(474)5465

沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098(866)0049(直) FAX.098(860)1110

訂正シール②
内容修正後の青枠部分を
シール化したもの

中小企業庁 事業環境部取引課

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL.03(3501)1732(直) FAX.03(3501)1504
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
TEL.011(700)2251(直) FAX.011(728)4364

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
TEL.022(221)4922(直) FAX.022(215)9463

関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL.048(600)0325(直) FAX.048(601)1500

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-22
TEL.052(589)0170(直) FAX.052(589)0173

近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL.06(6966)6037(直) FAX.06(6966)6079

中国経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL.082(224)5745(直) FAX.082(205)5339

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館
TEL.087(811)8564(直) FAX.087(811)8558

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL.092(482)5450(直) FAX.092(482)5551

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL.098(866)1755(直) FAX.098(860)3710



訂正シール③
内容修正後の青枠部分を
シール化したもの

(2022年4月)

←(2021年4月)